

日本労働年鑑 第58集 1988年版  
The Labour Year Book of Japan 1988

第二部 経営労務と労使関係

I 経営者団体の動向

2 労働時間法改正への対応

日経連、強制的な時短促進に反対

本年鑑第五七集で中央労働基準審議会が一九八六年一月二〇日に「労働時間法制等の整備について」と題する建議を提出したことは紹介した。その主たる内容は、(1)労働時間は週四〇時間を目標とするが、当面は四六時間とし、なるべく早く四四時間へと段階的に短縮する、(2)変形労働時間やフレックスタイム制など、労働時間の弾力化を認める、というものであった。ほぼ建議に基づいた改正法案要綱が二月二八日に中央労働基準審議会で「おおむね妥当」と認められ、国会へ労働基準法改正案が上程された。審議過程で労働団体は、内需拡大論を根拠に週四四時間からの時短スタートを主張した。日経連はこれに対し、強制的な短縮促進に反対する意見を改めてかかげた。それとともに、サービス化の進展を根拠として、弾力的な労働時間の取り扱いに対して支持を表明した(『日経連タイムス』一九八七年八月二七日付「主張」)。

また、九月一六日に行われた日経連・地方ブロック団体長会では、鈴木永二日経連会長は、時短は「あくまで労使の自主性にゆだねるべきであり、法律で一律に決めるのは避けるべきだ」と、日経連の主張を繰り返したが、同時に「世界情勢の流れからみて労働時間短縮はある程度進めざるを得ない」と述べた(『日経連タイムス』一九八七年九月二四日付)。

日経連は、七月二八日、労働時間専門委員会の初会合を開いた。委員長には、丹生谷龍(三菱レ一ヨン)が就任した。この専門委員会は、「日経連の当面する重要検討課題の一つである労働時間問題について、経済環境の変化、企業の実態等を踏まえながら、今後のあり方・対応等を議論・検討し、指針をまとめるために新設されたものである」(『日経連タイムス』一九八七年八月九日付)。

全国中小企業団体中央会の対応

なお、全国中小企業団体中央会も、一九八七年二月中旬発表の(「昭和六二年年中小企業労働問題に関する考察——構造調整下の中小企業経営の展開」で労働時間法改正問題を取り上げ、改正後の対応準備をうながしている。以下、概要を紹介する(『労務管理通信』第二七巻一〇号、一九八七年四月一日付)。

【昭和六二年年中小企業労働問題に関する考察——構造調整下の中小企業経営の展開】  
〈前略〉  
三、労働基準法改正の方向

労働時間短縮は世界の趨勢であり、わが国だけが長時間労働のままで許される情勢にはない。従って、今後段階的時短が行われていくことは避けられないものと考え、改正予定の労働時間に達しない企業は対応準備を進めておく必要がある。留意点はつぎのとおり。

(1)業務の都合や従業員の意向を踏まえた方法を考えること、(2)一週単位の非定型的変形労働時間制は、残業時間の減少などのメリットがあるので活用について研究すること、三ヵ月単位の変形労働時間やフレックスタイム制についても同様、(3)年休付与日数の増加に対し、計画的付与や業務に支障の少ない方法の研究。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---